

## 特定機関の基準適合に係る主な確認項目

|                      | 確認項目                          | 確認内容   |
|----------------------|-------------------------------|--|
| 雇用条件の明確化             | フルタイムで雇用<br>(指針第5第1項)         | 外国人農業支援人材をフルタイムで雇用すること。  |
|                      | 雇用条件明確化<br>(指針第5第1項)          | 職務内容、雇用期間、報酬額その他の雇用条件を明確に定めた雇用契約を文書で締結していること。                                      |
| 費用負担・報酬等             | 渡航等費用負担<br>(指針第5第2項)          | 渡航費その他の費用の負担者、負担割合等を関係当事者の合意により明確かつ適切に定め、文書で締結していること。                              |
|                      | 同等報酬<br>(指針第5第3項)             | 報酬額が、同等の農業支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。   |
|                      | 保証金・違約金<br>(指針第5第5項)          | 外国人農業支援人材等から、保証金の徴収等金銭の管理をせず、違約金を定める契約を締結していないこと等。                                 |
| 農業支援活動の提供・雇用に係る禁止事項  | 通算3年<br>(指針第5第4項)             | 雇用契約締結に当たって、本事業に基づく農業支援活動は通算して3年までとする。   |
|                      | 派遣先による農業支援活動以外禁止<br>(指針第6第3項) | 派遣先農業経営体に対し、外国人農業支援人材を農業支援活動以外の業務に従事させないように指導すること。                                 |
| 外国人農業支援人材の住居、定期の費用負担 | 住居確保<br>(指針第5第7項)             | 事業実施区域を含む都道府県内(認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内)において、外国人農業支援人材の住居を確保すること。            |
|                      | 適正費用<br>(指針第5第8項)             | 外国人農業支援人材の住居及び定期の費用負担については、「住居及び定期の費用負担に係るガイドライン」に適合していること。                        |
| 教育・研修                | 適切な研修計画<br>(指針第5第9項)          | 外国人農業支援人材に対し、農業支援活動に関する教育訓練、日常生活及び農業支援活動に必要な日本語能力、入管法令、労働法令、苦情相談窓口の周知等、必要な研修を行うこと。 |
| 農業支援活動の提供に係る契約       | 労働者派遣契約<br>(指針第6第1項)          | 労働者派遣契約に基づき、農業支援活動を提供すること。   |
|                      | 派遣先農業経営体の要件確認<br>(指針第7第1項)    | 特定機関は、派遣先農業経営体が満たすべき要件に該当することを確認した上で、労働者派遣契約を締結し、外国人農業支援人材を派遣する。                   |
|                      | 提供内容明確化<br>(指針第7第2項)          | 農業支援活動の提供内容が、労働者派遣契約において明確に定められ、農業支援活動の内容は農作業が主であること。                              |

|                   | 確認項目                            | 確認内容   |
|-------------------|---------------------------------|--|
| 事業実施・雇用に係る区域      | 本社等が事業実施区域内<br>(指針第5第1項)        | 雇用する本社又は直営事業所の所在地が、事業実施区域内又はこれに隣接する市町村の区域内(認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内)にあること。 |
|                   | 事業実施区域内<br>(指針第6第2項)            | 事業実施区域以外の区域において農業支援活動を提供しないこと。   |
|                   | 派遣先による事業実施区域外の活動禁止<br>(指針第6第3項) | 派遣先農業経営体に対し、外国人農業支援人材を事業実施区域以外の区域において農業支援活動をさせないよう指導すること。                        |
| 外国人農業支援人材の保護      | 相談窓口<br>(指針第12第1項)              | 苦情・相談窓口を設置、適切な対応体制を確保し、派遣先農業経営体において受けた不当な扱い等に対応するための保護の仕組みを設けていること。              |
|                   | 不利益取扱禁止<br>(指針第12第2項)           | 苦情・相談窓口で苦情を申し述べ、又は相談を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。                             |
| 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置 | 帰国旅費負担<br>(指針第13第1項)            | 外国人農業支援人材が病気等のやむを得ない理由により帰国旅費を負担できないときは、当該帰国旅費を負担すること。                           |
|                   | 帰国旅費確保<br>(指針第13第2項)            | 特定機関が倒産等のやむを得ない理由により帰国旅費を負担することができないときに当該帰国旅費が確保されるよう必要な措置を講じていること。              |
|                   | 帰国旅費控除禁止<br>(指針第13第3項)          | 上記旅費を賃金の控除等により当該外国人農業支援人材に負担させないこと。  |
| 事業遂行に必要な経済的基礎等    | 経済的基礎<br>(政令第21条第2号)            | 事業を遂行するために必要な経済的基礎が十分であること。  |
| 事業実績又は人的構成        | 事業実績<br>(政令第21条第3号)             | 事業実績に照らし、事業を適切かつ確実に遂行するために必要な能力が十分であること。   |
|                   | 人的構成<br>(政令第21条第3号)             | 人的構成に照らし、事業を適切かつ確実に遂行するために必要な能力が十分であること。   |
| 欠格事由              | 政令欠格<br>(政令第21条第4号)             | 政令第18条第4号に規定する事項に該当しないこと。<br>指針に関する事項について、5年以内の違反行為がないこと。                        |